

「自転車運転者講習」受講義務の

対象となる

危険行為

令第41条の3

の概要

1 信号無視

法第7条違反



2 通行禁止道路(場所)の通行

法第8条第1項違反

「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を通行する行為



※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりする行為



4 歩道通行や車道の右側通行等

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

車道と歩道等が区別されている道路で歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為。

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。



5 路側帯での歩行者の通行妨害

法第17条の2第2項違反

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



6 遮断踏切への立ち入り

法第33条第2項違反

遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報機が鳴っているときに踏切に立ち入りする行為



7 左方車優先妨害・優先道路車妨害等

法第36条違反

信号のない交差点等で、左からくる交差車両や優先道路などを通行する交差車両等の進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為



8 右折時、直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為



9 環状交差点安全進行義務違反等

法第37条の2違反

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為



10 一時不停止

法第43条違反

一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為



11 歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反

歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなときに一時停止しないなどの行為



12 制動装置不備の自転車の運転

法第63条の9第1項違反

ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

※前輪・後輪の一方しかブレーキがない自転車で走行する行為も違反です。



13 酒酔い運転

法第65条第1項違反



14 安全運転義務違反

法第70条違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反にすることがあります。



改正道路交通法のポイントその2

平成27年6月1日施行
(平成25年6月14日公布)

「一定の病気」(てんかん・統合失調症・認知症等)に該当すること等を理由に免許を取り消された場合で、その後、3年以内に症状が改善するなどして免許を再取得した人については、取り消されていた期間の前後の免許が継続していたものとみなされ、合計期間が5年以上で無事故・無違反であれば「優良運転者」となります。法第92条の2

※「優良運転者」になると、免許証の有効期間が5年になる、更新時講習が短時間ですむ等のメリットがあります。

